

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金は、令和6年度に新たに住民税が非課税や均等割のみ課税となった世帯を支援する給付金です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

■ 給付金の支給時期

旭市が確認書(または申請書)を受理した日から2~3週間後が目安です。

■ 支給対象世帯と申請の有無

令和6年6月3日時点で旭市に住民登録があり、新たに次のいずれかに該当することになった世帯

- 世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯
- 世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税の世帯
- 世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税と住民税非課税の方で構成されている世帯

※令和5年度住民税非課税世帯への給付金、または令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金の支給対象となった世帯、他の親族等の扶養を受けている方のみで構成されている世帯は対象外です。

世帯の全員が
令和6年1月1日時点で
旭市に住民登録されている

世帯の中に
令和6年1月2日以降に
旭市に転入された方がいる

旭市から「確認書」を送付します

要 返 送

確認書の返送期限 ※消印有効

令和6年9月30日(月)

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間／令和6年7月10日(水)
～令和6年9月30日(月)

混雑緩和のため、郵送での申請にご協力ください。

【申請書のある場所】

- 旭市役所本庁舎
- 各出張所等

※旭市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

■ 給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、旭市から、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。
- 中身を確認して、同封の封筒で **返信してください。**



【確認事項】

- ① 支給要件の確認欄のチェック欄(□)に、チェックが入っているか
- ② 給付金の **支給予定口座の口座情報に誤りがないか**、添付書類は揃っているか

※支給予定口座には、以前の給付金(特別定額給付金など)の支給口座を記載しています。
口座を変更する場合や記載がない場合には、「通帳等の写し」と「本人確認書類」を添付してください。

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方や、未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に給付金担当窓口へ、**郵送または直接ご提出ください。**
※郵送での提出にご協力ください。
- 世帯の中に未申告の方がいる場合には、令和5年中の収入申告を済ませてから申請してください。



■ こども加算について

本給付金を受給した世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯には、後日、こども加算(児童1人あたり5万円)を追加で給付します。

原則、手続きは不要です。対象となる世帯には、8月以降に支給案内を発送します。

※令和6年6月4日以降に出生した新生児がいる世帯等は、申請が必要です。



給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金担当窓口(旭市役所社会福祉課)

- 手続きや支給時期に関するお問い合わせ

☎ 0479-62-5376

受付時間/平日9:00~16:00(12:00~13:00を除く)